

1、名古屋港使用料

(1) 基本料金 (1 時間につき)

2019.10.01

区 分	使 用 料 (単位：円)			
	使用船舶の総トン数の場合		ひき船の馬力の場合	
	(但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	しおじ丸 ちぐさ丸 3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満		
(イ) 執務時間内 08 時 30 分～17 時 15 分	¥65,300	¥74,700	¥91,300	¥107,100
(ロ) 執務時間外 04 時 45 分～08 時 30 分 17 時 15 分～22 時 15 分	¥97,950	¥112,050	¥136,950	¥160,650
(ハ) 執務時間外(深夜) 22 時 15 分～04 時 45 分	¥130,600	¥149,400	¥182,600	¥214,200

- ① 1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船又は故障船舶のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあつては 10 割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に 10% の消費税 (円未満四捨五入) を付加する。